

# 俱知安町水防計画の修正概要について

令和7年10月修正

## 1 俱知安町水防計画について

「俱知安町水防計画」は、水防法第33条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のため、俱知安町が定めるもので、水防上必要な監視や警戒、通信及び連絡、輸送及びダム等操作、水防団や消防機関等の活動、水防管理団体相互の協力及び応援、水防に必要な資機材等の整備・運用について規定。

## 2 計画修正の趣旨

北海道水防計画等の修正並びに町独自の見直しに基づく修正を行うものである。

## 3 修正の概要

- 各種情報の連絡系統図との統一
- 水防計画作成の手引き（令和5年12月）に沿った字句の修正や追記
- 表記・表現の適正化